

奈良県のプロジェクトを進めるための 土地利用の解決策の検討

プロジェクト別（道路建設、河川改修、遊水地整備、まちづくり、農業振興ゾーン、産業集積ゾーン、森林管理）の課題の提示と解決策の検討

平成30年6月19日

奈良県

◆本日のディスカッションのねらい

- 奈良県のプロジェクトを進める上での最大の課題は用地買収。
- 円滑な土地利用を進めるにあたっての支障事項を提示し、実効性をもった課題解決策について意見交換や情報共有することにより、プロジェクトの推進及び県土の有効活用の知恵をしぼる機会としたい。

I. プロジェクト別の土地利用上の課題

- ①道路建設 ②河川改修 ③遊水地整備 ④まちづくり
- ⑤農業振興ゾーン ⑥産業集積ゾーン ⑦森林管理

II. プロジェクト別の土地利用上の課題解決策の検討

目次

I. プロジェクト別の土地利用上の課題の整理	p. 1
II. プロジェクト別の土地利用上の課題解決策の検討	
II-1 道路建設における土地利用上の課題解決策の検討	p. 2
II-2 道路建設における土地利用上の課題解決策の例示	
1 粘り強い用地交渉	p. 3
2 道路事業の供用を見据えた土地収用システムの確立	p. 4
3 代替地のマッチング	p. 5
4 固定資産税 重課制度の活用	p. 6
5 地籍調査の推進	p. 7
6 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の活用	p. 8
II-3 まちづくりにおける土地利用上の課題解決策の検討	p. 9
II-4 まちづくりにおける土地利用上の課題解決策の例示	
1 土地の利用誘導・規制の仕組み	p. 10
2 空き家対策	p. 11
II-5 農業を振興するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の検討	p. 12
II-6 農業を振興するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の例示	
1 農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）の活用による大規模農地集積	p. 13
2 特定農業振興ゾーンの活用による高収益化・効率的な農地利用	p. 14
3 固定資産税 重課制度の活用	p. 16
4 集落営農法人による農業経営の安定化	p. 17
5 農地整備による農地の有効活用	p. 18
II-7 産業を集積するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の検討	p. 19
II-8 森林管理における土地利用上の課題解決策の検討	p. 20
(参考) 森林管理における具体的な課題	p. 21
II-9 森林管理における土地利用上の課題解決策の例示	
1 新たな森林環境管理制度の検討	p. 22
2 森林経営管理法の制定及び森林環境譲与税（仮称）の活用	p. 23
(参考) スイスの事例	p. 24
3 県産材の販路拡大、需要拡大	p. 25

I. プロジェクト別の土地利用上の課題の整理

プロジェクト	現存する課題		
① 道路建設	<ul style="list-style-type: none"> ○高額売却への意欲（金額面で折り合わない。） ○残地売却への意欲 ○代替地の要求 		
② 河川改修	<ul style="list-style-type: none"> ○高額売却への意欲（金額面で折り合わない） ○井堰の高額補償への意欲 		
③ 遊水地整備	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《直轄遊水地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○墓地移転に関する地元内の調整 ○代替地の要求（一部 耕作者） ○遊水地周辺での内水対策の実施要求 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《緊急内水対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然流下方式を前提した適地条件整理 ○適地における用地確保 </td> </tr> </table>	<p>《直轄遊水地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○墓地移転に関する地元内の調整 ○代替地の要求（一部 耕作者） ○遊水地周辺での内水対策の実施要求 	<p>《緊急内水対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然流下方式を前提した適地条件整理 ○適地における用地確保
<p>《直轄遊水地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○墓地移転に関する地元内の調整 ○代替地の要求（一部 耕作者） ○遊水地周辺での内水対策の実施要求 	<p>《緊急内水対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然流下方式を前提した適地条件整理 ○適地における用地確保 		
④ まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な開発による住宅地の広がり、景観の悪化 ○都市中心部のスポンジ化（空き家、空き店舗の増加） 		
⑤ 農業振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の面的まとまりがない。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業の効率が悪い。 ○耕作地と耕作放棄地がまだらに存在する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「農地持ち非農家」「農業に不熱心な農地持ち」が増加している。 ○意欲ある担い手への農地集積（売却、貸し出し）が進まない。 <ul style="list-style-type: none"> ・「農業に不熱心な農地持ち」が高額売却を期待し、担い手への売却、貸し出しに躊躇している。 		
⑥ 産業集積ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ゾーン整備に向けた土地売却の意向、意思がまだら ○一部の土地所有者の高額売却要求 ○代替地の要求がかなえられない。 		
⑦ 森林管理	<ul style="list-style-type: none"> ○森林所有者、管理者の施業放置 ○過去の高額木材販売への憧憬が強く、現実のマーケットを直視しない。 ○森林環境管理の必要性についての意識が低い。 		

II-1 道路建設における土地利用上の課題解決策の検討

現存する課題

交渉難航

高額売却への意欲
(金額面で折り合わない)

残地売却への意欲

土地への愛着が強い

代替地の要求

農業を続けたい

事業への反対

権利関係

地籍混乱

所有者不明

解決手法案の例示

解決手法案 1

粘り強い用地交渉

解決手法案 2

道路事業の供用を見据えた土地収用システムの
確立 (事業認定手続きの標準化)
※公共の利益となる事業に必要な土地に限る

解決手法案 3

代替地のマッチング

解決手法案 4

耕作放棄地への固定資産税 重課制度の活用

解決手法案 5

地籍調査の推進

解決手法案 6

所有者不明土地特措法の活用

II-2 道路建設における土地利用上の課題解決案の例示 1

■粘り強い用地交渉

(一財) 公共用地補償機構 編『用地ジャーナル』(株式会社大成出版社 発行) 平成27年12月号掲載事例をもとに作成

【不当な要求を行う地権者代理人への対応事例】

中日本高速道路株式会社名古屋支社 高速道路建設に伴う用地交渉

- X氏への補償説明(1回目)(平成24年2月下旬)
 - ・ 地権者(A氏及びB氏)の代理人X氏が、用地取得を担当する現場事務所の上部機関である支社を突然来訪。
 - ・ **約2時間対応するも不合意。**
- X氏への補償説明(2回目)(平成24年5月)
 - ・ **約4時間に及ぶ補償説明。**
 - ・ 担当者のみでの対応ではなく、用地部門の役職社員も含めた組織としての対応が必要であると確認。
- 顧問弁護士への相談(平成24年12月)
 - ・ 次回の補償説明に顧問弁護士が同席することになり、会談の申し入れの書面について等の**助言をもらう。**
- **顧問弁護士同席**での補償説明(平成25年2月)
 - ・ 顧問弁護士同席の上で、X氏への補償説明を実施。
- **X氏から代理人を降りるとの申し出**(平成25年7月)
 - ・ X氏から顧問弁護士宛に、代理人を降りるとの連絡。
- **地権者より委任を解消した旨の通知**(平成25年8月)
 - ・ 通常の補償説明を実施。
 - ・ **土地売買契約及び物件移転補償契約を締結**(平成26年2月)。

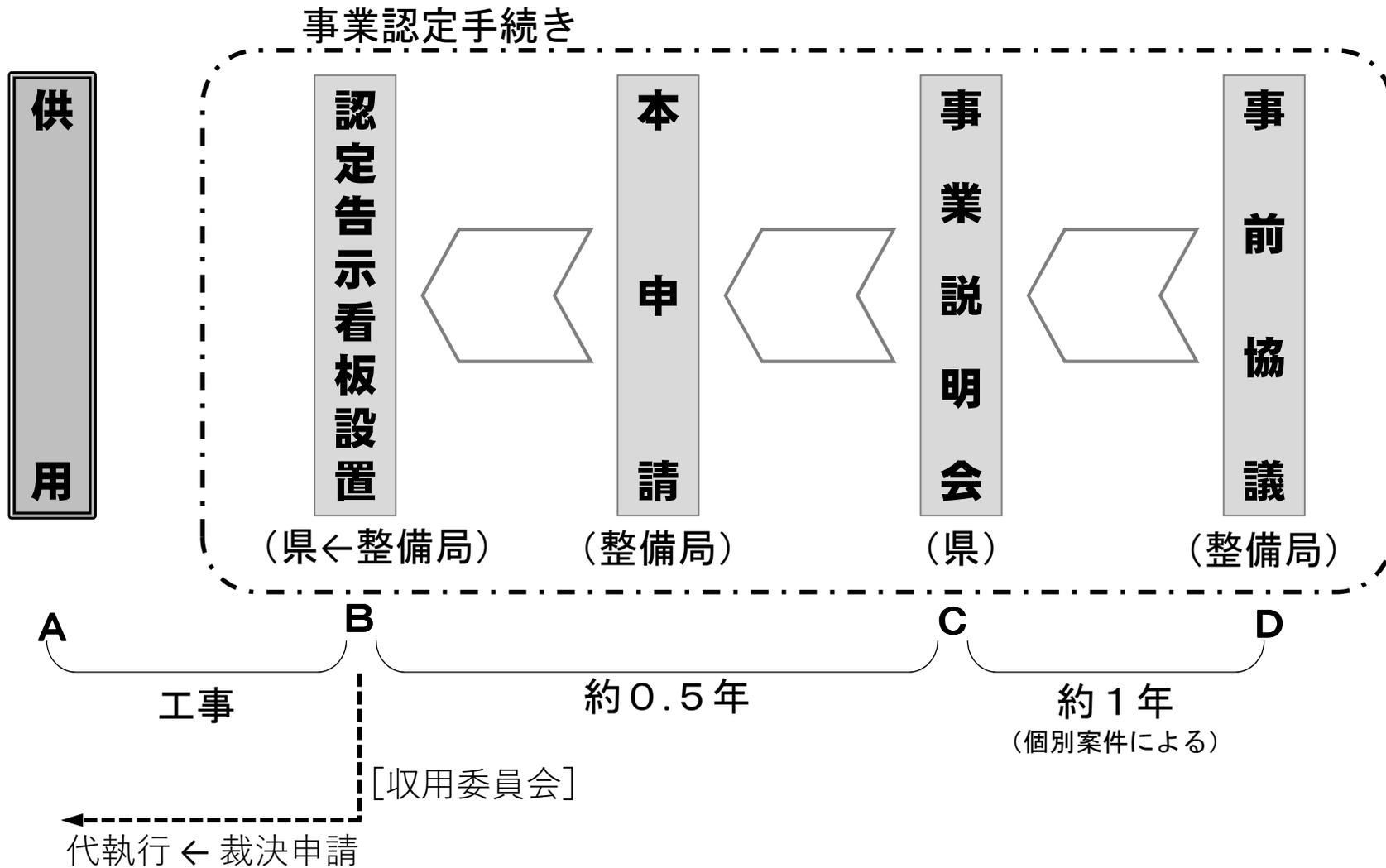
X氏の言動

- ・ X氏側の言動は、語気が強くなることも多く、担当社員が一瞬視線を外しただけで、付添人と称するY氏が「なんだ！その目つきは。どこを見ていたんだ！」などと怒号を上げるなど、威圧的。
- ・ 「再三話をしたが補償金の見直しについての結論は！」と迫り、その発言は、「嫌な思いをしなくては、早く補償金を上げろ。これだけ言っているのだから分かるだろ」というニュアンス。

X氏への対応方針

- ・ **組織的な対応**
- ・ **補償説明の内容に齟齬が生じないように、対応を現場事務所に一本化**
- ・ **相手方に期待を持たせるような発言をしない**

■道路事業の供用を見据えた土地収用システムの確立



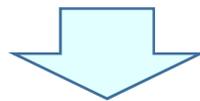
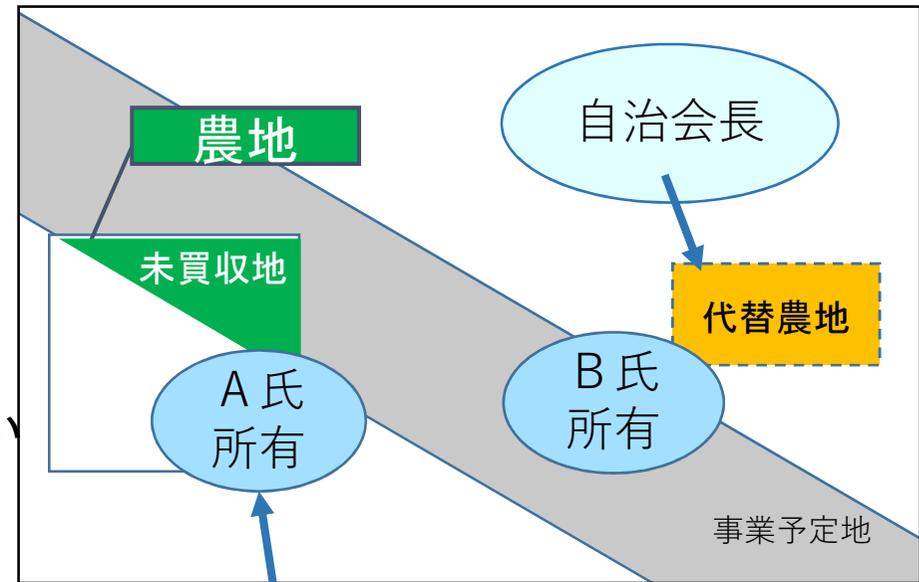
国土交通省通達 事業認定等に関する適期申請等について (平成15年)
用地取得率80%以上、又は、用地幅杭打設から3年経過

■代替地のマッチング

【道路建設等における用地取得困難事例】

・事業予定地に、農地があり、所有者A氏は「先祖代々の土地で農業をやってきた。引き続き、農業を行いたい」との意向であり、用地買収の条件として、代替地を希望している。

・県、市町村は代替地の情報を持っていないことが多く、代替地を探すことが困難。

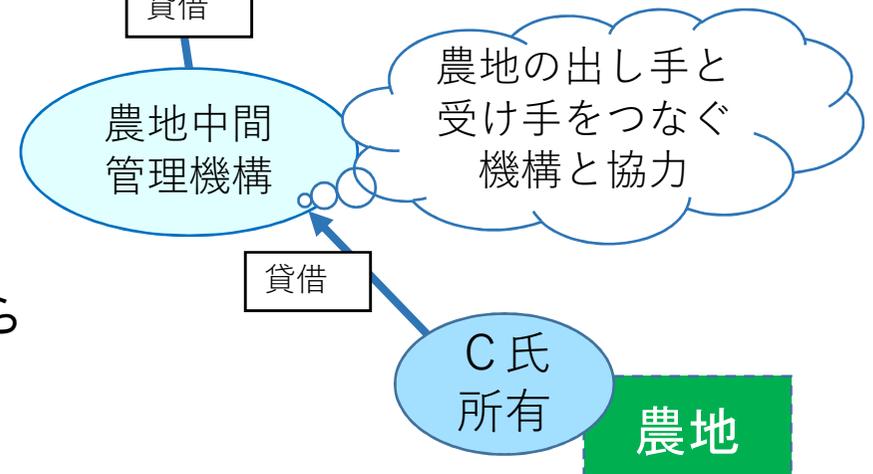


(解決例1)

○用地買収担当職員が、地域の情報に詳しい自治会長から周辺の代替農地の情報を収集。

(解決例2)

○貸借でも可能な場合は、農地中間管理機構から情報を収集。



■固定資産税 重課制度の活用

固定資産税 重課制度の概要

平成28年度より利用（貸借を含む）意向を示さない耕作放棄地は固定資産税額を1.8倍に重課することとなった。（平成28年度税制改正）

$$\text{固定資産税} = \text{評価額} \times \text{税率}$$

【通常の農地】 評価額 = 売買価格 × 0.55
 【耕作放棄地】 評価額 = 売買価格 × 1

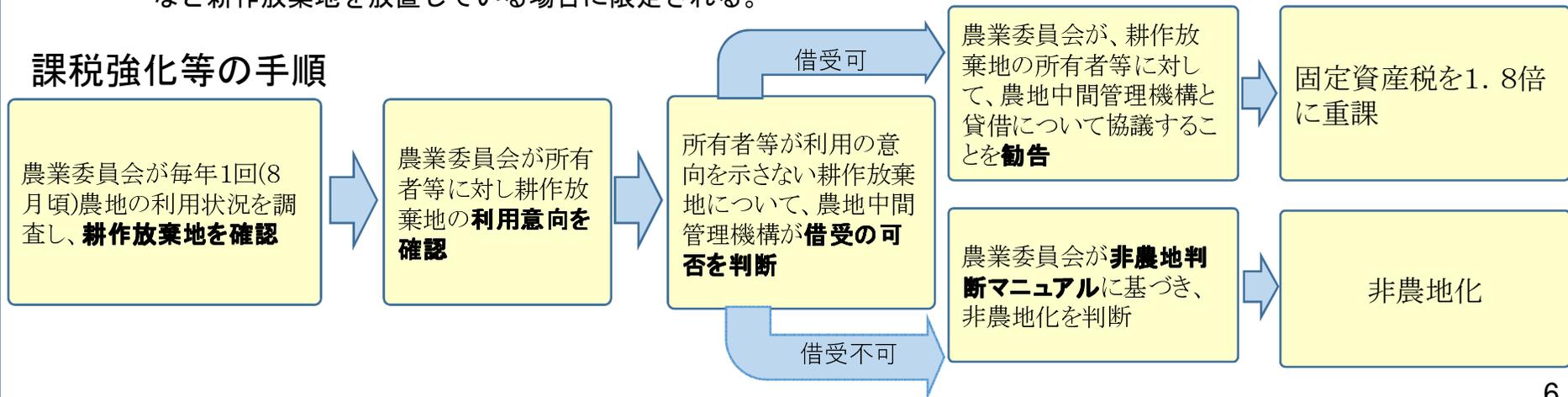
○対象となる耕作放棄地：農地法に基づき農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の耕作放棄地が対象となる。

※協議勧告が行われるのは、

- ・ 機構への貸付けの意志を表明しない
- ・ 自ら耕作の再開を行わない

など耕作放棄地を放置している場合に限定される。

課税強化等の手順



■地籍調査の推進

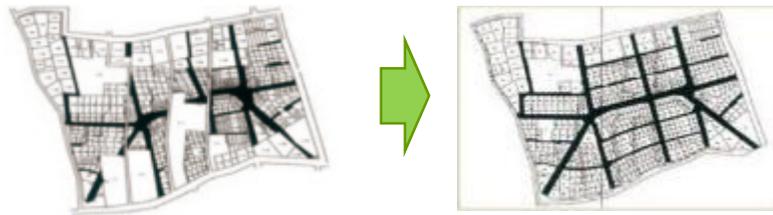
【公共事業が円滑に進んだ事例】山添村内県道

通学路の緊急点検により抽出された**危険箇所の歩道整備**を実施。地籍調査が行われていたことにより、境界確定が不要、**立会作業が簡略化**され、整備期間が**約6ヶ月短縮**。



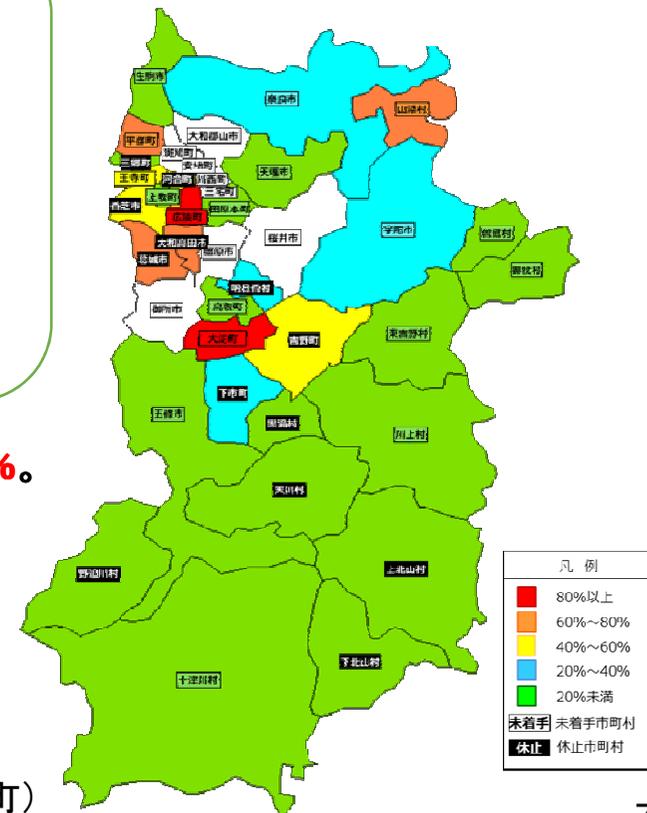
【土地の流動化が促進された事例】他府県事例

地籍調査終了後に、**土地取引が活発**となり、マンション建て替えや新たな宅地造成がおこなわれた結果、**民間投資が増え、地域の活性化につながった**。



区画が整形され、
空き地が縮小

県内市町村別進捗状況（平成30年3月）



○実施経費は補助金、特別交付税を勘案すると**市町村の実質負担は5%**。

○地籍調査の実施状況

奈良県の整備率は平成29年度末で12.4%（全国ワースト4位）。

（全国：平成29年度末で52%）

地籍調査の完了団体・・・広陵町、大淀町

平成30年度からの新規着手・・・高取町

未着手市町村・・・8市町（大和郡山市、橿原市、桜井市、

御所市、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町）

II-2 道路建設における土地利用上の課題解決案の例示 6

■所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の活用

所有者不明土地の収用手続きの簡素化、所有者不明土地の持ち主を探す手続きの拡充等が定められた。

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化 (所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定 (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化 (審理手続きを省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定 (所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



※平成30年6月6日成立。
2019年夏までに
全面施行。

2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。 (※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

国土交通省
ホームページを加工

II-3 まちづくりにおける土地利用上の課題解決策の検討

現存する課題

無秩序な開発による住宅地の広がり、景観の悪化。

都市中心部のスポンジ化
(空き家、空き店舗の増加)

解決手法案の例示

解決手法案 1
土地の利用誘導・規制の仕組み

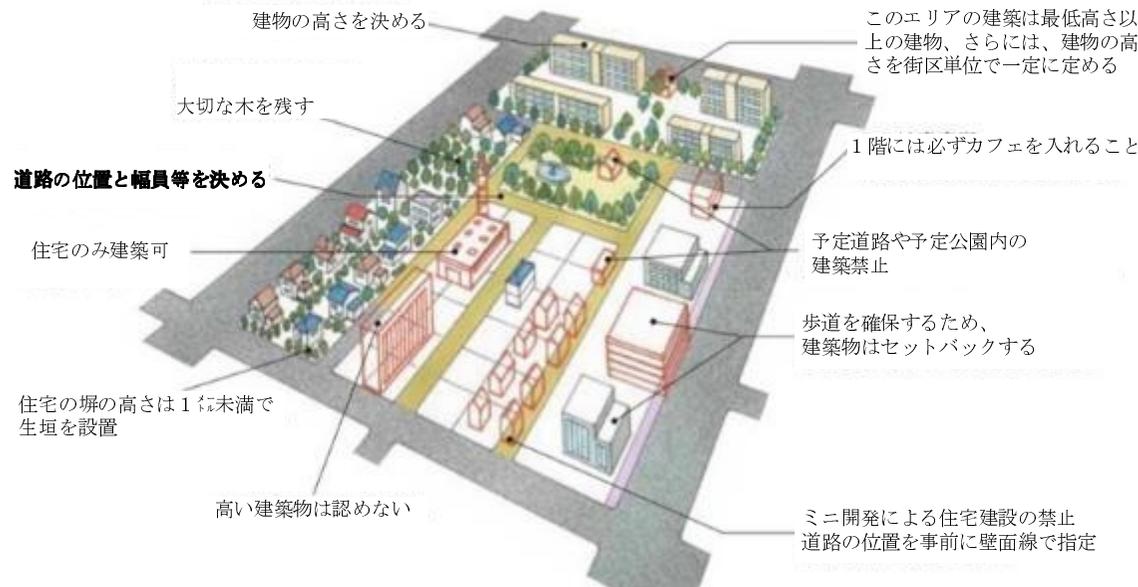
解決手法案 2
空き家対策

II-4 まちづくりにおける土地利用上の課題解決案の例示 1

■土地の利用誘導・規制の仕組み

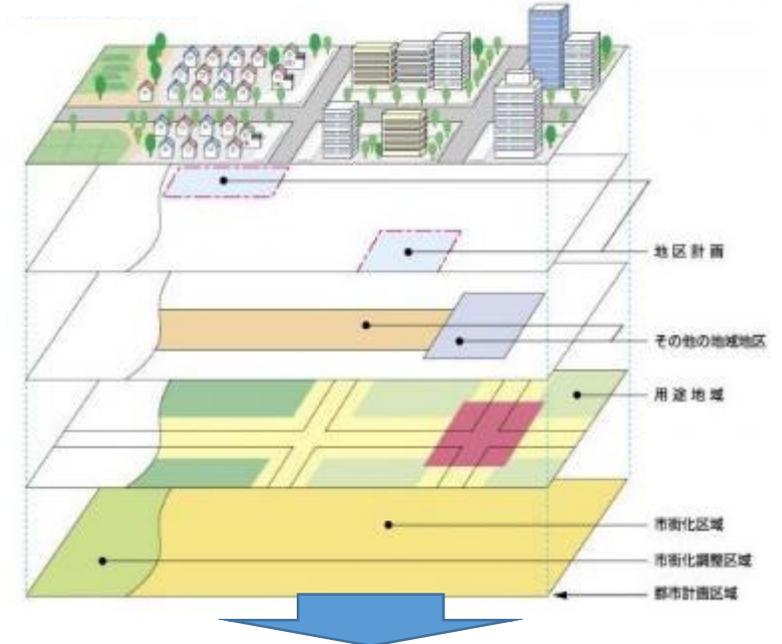
土地の利用誘導を図ることで、都市の魅力高める仕掛けづくりが必要

- ①地区施設（生活道路、小公園、広場、遊歩道など）の配置
- ②建物の建て方や街並みのルール
(用途（緩和も含む）、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化など)
- ③保全すべき樹林地



※その他、主要道路沿いの広告塔、建築物の壁面看板などの規制

「まち」をイメージした上で、規制誘導を図る



「まち」の規制誘導を図る都市計画制限の権限は市町村

市町村にノウハウが蓄積されていないため、具体的な「まち」のイメージを描くことが困難

県で「まち」のイメージの土地利用制限等規制誘導メニューを構築することで、市町村がまちづくりに取り組みやすいよう支援

■県の役割

- 市町村が「まち」のイメージが考えやすいように県が支援
- 具体的な「まち」のイメージを示し、「まち」の規制誘導モデルの提示
- 県と市町村で協働して「まちづくり」を推進
- 道路と周辺土地利用をセットで「まち」をイメージ
- 市町村を跨ぐ広域的な調整

II-4 まちづくりにおける土地利用上の課題解決案の例示 2

■ 空き家対策

○国土交通省「空き家再生等推進事業」等を活用し、空き家住宅や空き建築物等の利活用や除却を行う。

空き家再生等推進事業の活用事例



奈良市きたまち鍋屋観光案内所
(派出所を観光案内所として整備)

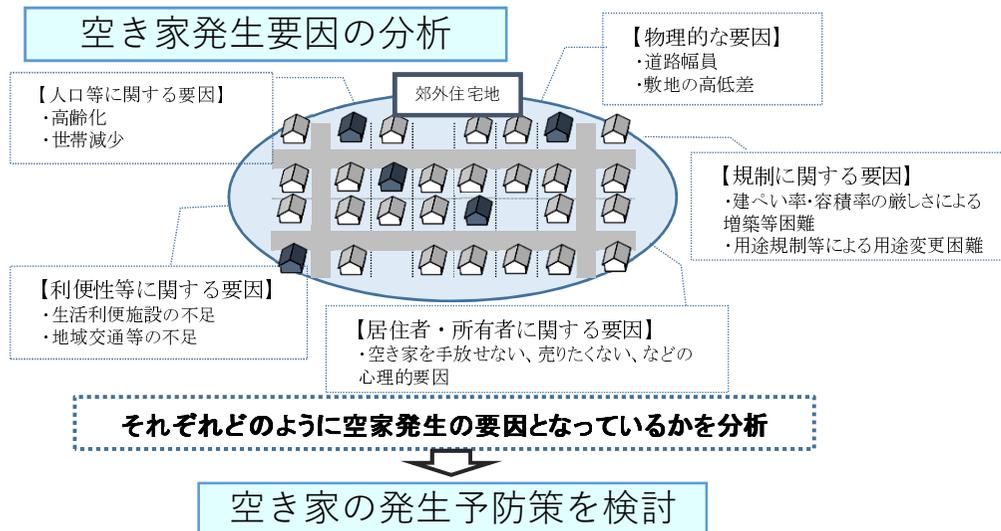


十津川村 大森の郷
(旧教職員住宅を簡易宿泊施設として整備)



オフィスキャンプ東吉野
(民家をIT事業者や芸術家の利用を想定したシェアオフィスに整備)

○郊外住宅地における空き家発生要因の分析、定住・移住ニーズの把握を実施した上で、空き家の発生予防策、活用策を検討。



郊外住宅地に対する定住・移住ニーズの把握

発生した空き家を中古住宅等として流通、活用するためには、県内外の住民のニーズに応える必要がある。また、一方で空き家所有者が空き家を活用する意向が必要である。

【住宅・住環境に関するニーズ】
・現在どのような住宅・住環境が求められているのか

↓

奈良県の郊外住宅地での定住・移住ニーズはあるのか

【空き家所有者等の意向】
・どのような理由で空き家となったのか
・なぜ空き家の状態で保有しているのか
・空き家に関する意識で奈良県特有のものはないか

↓

奈良県の郊外住宅地における空き家は どうすれば活用できるのか

空き家の活用策を検討

II-5 農業を振興するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の検討

現存する課題

農地の面的まとまりがない

耕作放棄地、耕作意欲の低い農家の存在

意欲ある担い手への農地集積（売却、貸し出し）が進まない

解決手法案の例示

農地を一体的に利用するための農地集積・拡大のため、耕作意欲のある担い手への農地売却・貸し出しを進める。

解決手法案 1
農地中間管理機構の活用による大規模農地集積

解決手法案 2
特定農業振興ゾーンの活用による
高収益化・効率的な農地利用

解決手法案 3
固定資産税 重課制度の活用
(農業継続か農業放棄かの決断を促す。非農地化も含めた有効活用の促進)

解決手法案 4
集落営農法人による農業経営の安定化

解決手法案 5
農地整備

II-6 農業を振興するゾーンにおける土地利用上の課題解決案の例示 1

■農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）の活用による大規模農地集積

【事例】 五條市犬飼町地区 他

地区の特徴・状況

農地所有者は小規模でも自ら耕作する傾向が強く、担い手にとって規模拡大のための農地の確保が難しい地区。借受公募に応募した法人は、水はけの良い水田を利用し青ネギの生産・加工・販売に取り組んでいた。

取組のポイント

①農地を借り受ける側のニーズを把握

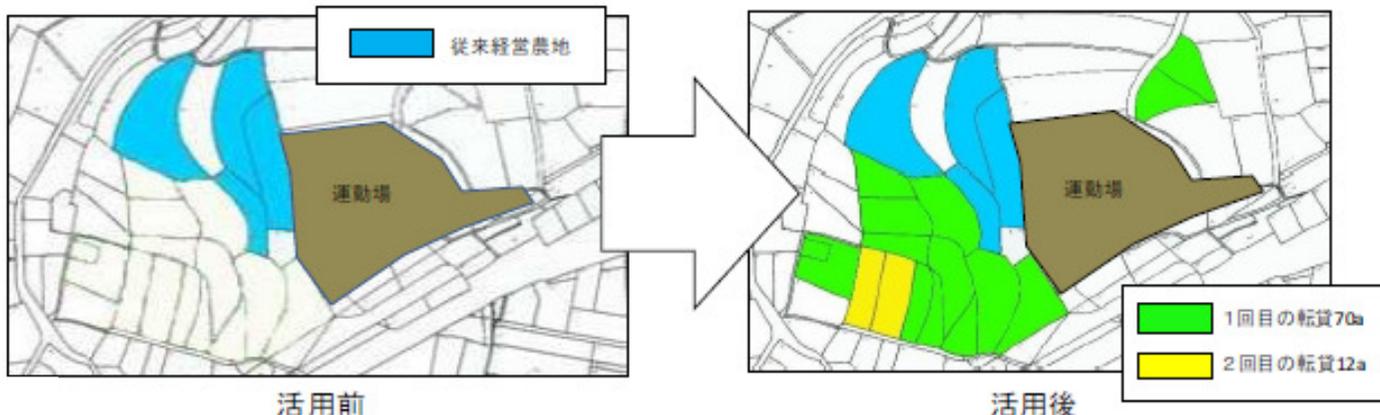
県内各地域で農地のマッチング促進のために設置している市町村農地マネジメントチーム（機構・県出先機関・市）が、借受公募に応募した法人に対応し、規模拡大の意向や今後の借受希望地域などを細かく聞き取ることで、受け手法人のニーズを詳細に把握。

②農地を貸し付ける側の安心感を醸成

農地の貸付けにためらいがあった農地所有者に、機構という公的機関が間に入ることで安心感が生まれた。さらに、農地を貸し付ける農地所有者の一部が積極的に他の農地所有者にも声をかけたことから、借受公募法人が希望する隣接農地の貸付けが実現。

③耕作放棄地を解消

一部の農地は遊休化していたが、貸付けの際に、機構が独自の事業である耕作放棄地再生事業を実施し、遊休農地の解消を併せて実現。



機構活用による成果

・従来の経営農地に隣接する80aの農地を借受公募法人に貸付

■特定農業振興ゾーンの活用による高収益化・効率的な農地利用

《特定農業振興ゾーンとは》

【特定農業振興ゾーンの概要】

〔目的〕 特に農業の振興を図り、農地の有効利用を図るエリアを、市町村と協議のうえ県（知事）が設定し、**奈良らしい農業**を展開する。

〔施策〕 次のような施策を**優先的・集中的**に講じる。

- 地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換
- 面的まとまりを持った農地・土地利用の確保
- 耕作放棄地の解消・防止
- 多様な担い手の確保
- 担い手への農地の集積
- 農地整備

などを推進

ゾーニングにより、**計画的な土地利用を進め、無計画な乱開発が抑制**

農地中間管理事業や農地整備などの集中導入により**効率的な農地利用が実現**

高収益作物の導入と担い手への農地集積により、**農業産出額が向上**

【事例1】イチゴ産地の復活

- かつてはイチゴの産地だったが担い手の不足により栽培農家が激減。産地の復活を図る。
- 近隣に竹取公園、馬見丘陵公園があることから、担い手が経営する観光イチゴ園の開設を目指す。

〔観光農園イメージ〕



【事例2】地域内企業と連携したスイカ採種の実施

- スイカの採種を行っている地域内企業と連携
- 高収益作物として栽培期間が4月～7月までの3ヶ月と短いスイカの採種を導入し、ホウレンソウやイチゴ等の他の作物と組み合わせて、高収益を目指す。



〔連携企業〕



〔スイカの採種農場〕



〔地域の遠景〕

■固定資産税 重課制度の活用

【再掲】

重課制度を活用することで、耕作放棄地の解消・発生抑制を促進。

【制度の活用例】 桜井市

耕作放棄地の課税強化の概要

平成28年度より利用（貸借を含む）意向を示さない耕作放棄地は固定資産税額を1.8倍に重課することとなった。（平成28年度税制改正）

$$\begin{aligned} & \text{固定資産税} = \text{評価額} \times \text{税率} \\ & \text{【通常の農地】 評価額} = \text{売買価格} \times 0.55 \\ & \text{【耕作放棄地】 評価額} = \text{売買価格} \times 1 \end{aligned}$$

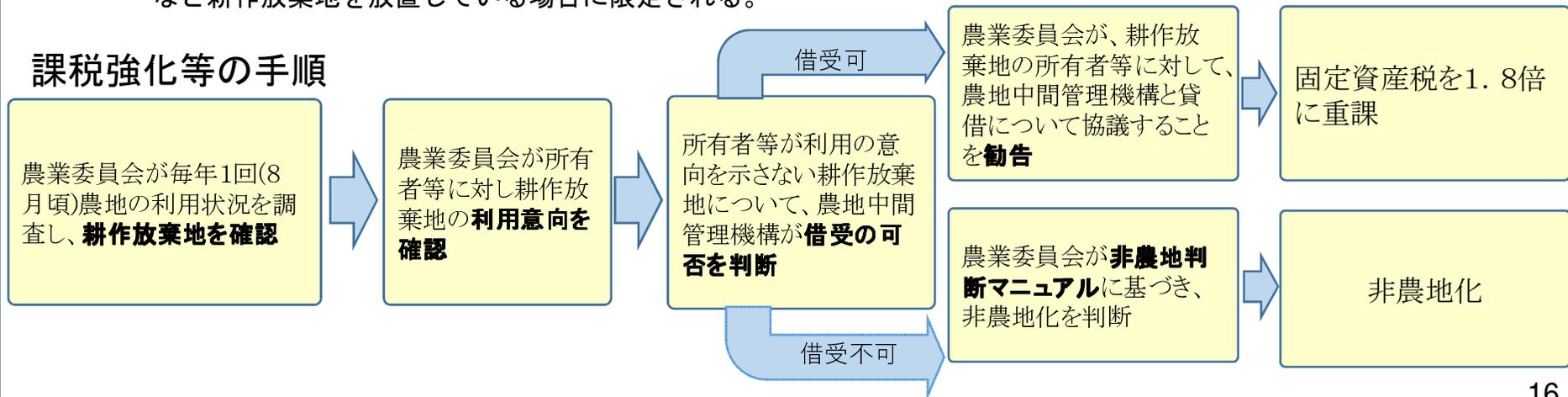
○対象となる耕作放棄地：農地法に基づき農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の耕作放棄地が対象となる。

※協議勧告が行われるのは、

- ・ 機構への貸付けの意志を表明しない
- ・ 自ら耕作の再開を行わない

など耕作放棄地を放置している場合に限定される。

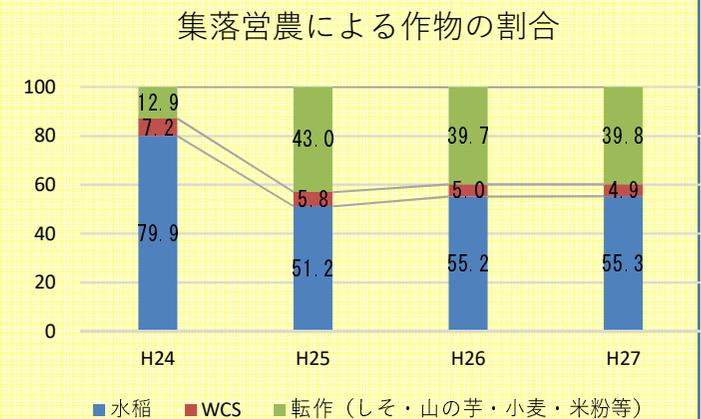
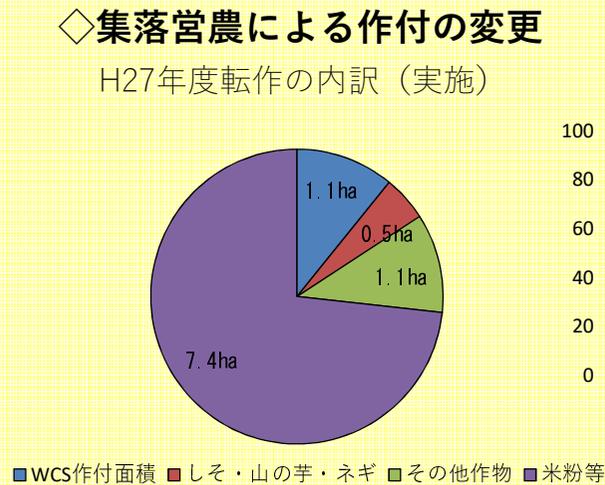
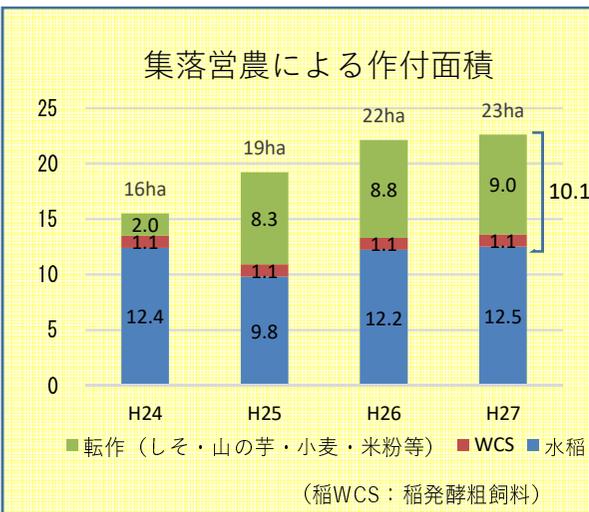
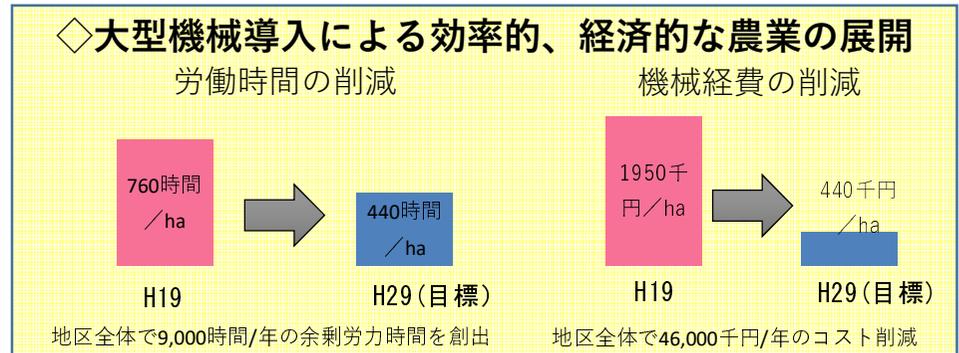
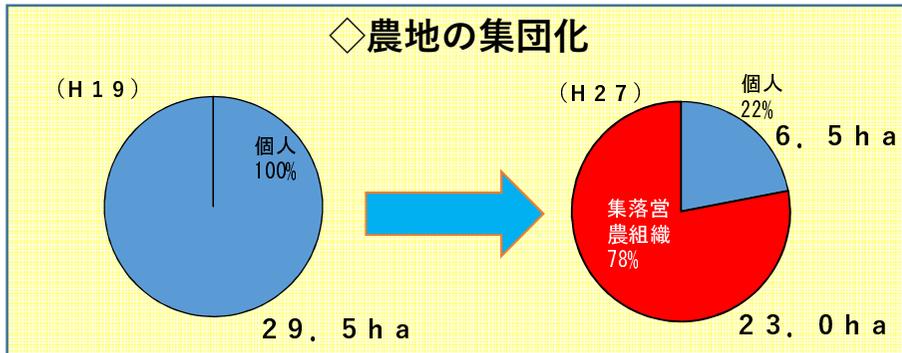
課税強化等の手順



■集落営農法人による農業経営の安定化

【事例】農事組合法人 ゆめ野山

- ◆ 設立 平成26年12月 ◆ 組合員64名
- ◆ 農地中間管理事業による集積
 県営圃場整備事業により整備された農地を活用するために農事組合法人を設立
 水稲と小麦に加え、加工用キャベツ、赤ジソなどを生産。生産から販売までを一貫して実施



■農地整備による農地の有効活用

【事例】五條市 山陰町ほか

農地整備により、耕作放棄地の解消、農作業の効率化、高収益作物の導入等を実現。

【具体的な手法】県営圃場整備事業を活用

工事着手前



併せて耕作放棄地も解消



工事完了後



【集落・地域での営農】



←共同作業で省力化



↑地域での話し合いで担い手を明確化

【畑地化による高収益作物の栽培】



↑排水改良等による畑地化
シソやキャベツの高収益作物の栽培

【6次化(加工品開発)】



↑飼料用稲(WCS)を栽培し、地元の畜産農家へ
↑酒米栽培し、地元酒蔵とコラボした地酒販売

Ⅱ-7 産業を集積するゾーンにおける土地利用上の課題解決策の検討

現存する課題

ゾーン整備に向けた土地売却の
意向、意思がまだら

一部の土地所有者の高額売却要求

代替地の要求がかなえられない

解決手法案の例示

解決手法案 1
首長の強力なイニシアチブを持つ実施体制の確立

解決手法案 2
土地情報の正確な把握
(所有者・相続、境界確定、面積、水利権、協力意思等)

II-8 森林管理における土地利用上の課題解決策の検討

現存する課題

解決手法案の例示

森林所有者・管理者の
施業放置

解決手法案 1

新たな森林環境管理制度の検討
(森林環境管理条例(仮称)の制定、森林の有する「生産・防災・
生物多様性・レクリエーション」の4つの機能を一元管理する
制度の検討)

森林環境管理の必要性に
ついての意識が低い

解決策手法案 2

**森林経営管理法、
森林環境譲与税(仮称)の活用**

過去の高級木材販売への
憧憬が強く、現実のマー
ケットを直視しない

解決策手法案 3

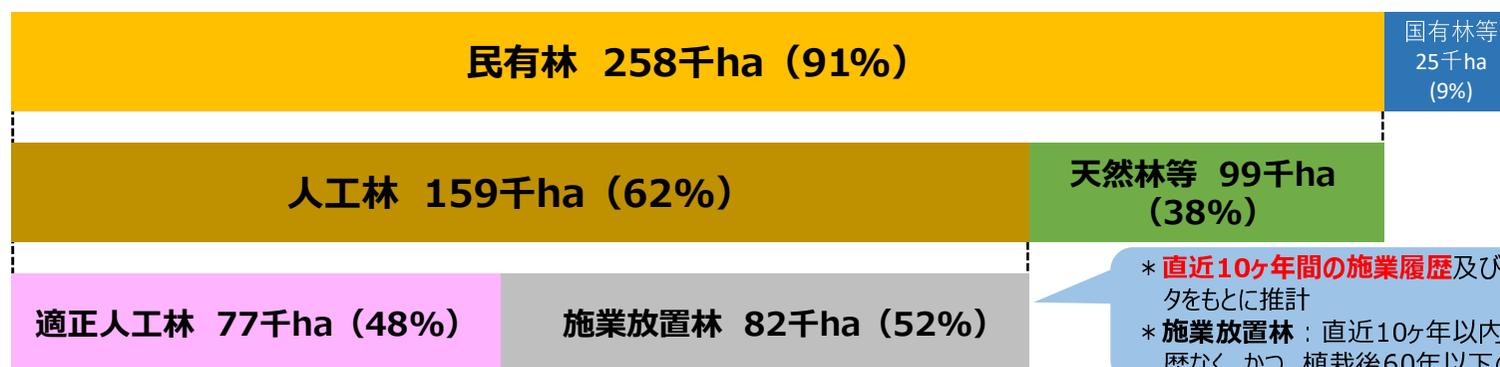
県産材の販路拡大、需要拡大

森林管理における具体的な課題

○施業放置林の現状

県内の森林の内訳

平成28年4月時点



* 直近10年間の施業履歴及び林齢データをもとに推計
 * 施業放置林：直近10年以内に施業履歴なく、かつ、植栽後60年以下の森林

○大規模災害の発生

近年、大規模な森林災害が発生しており、改めて持続可能で災害に強い森林づくりが必要。

●紀伊半島大水害（平成23年）

平成23年8月30日～9月4日の記録的な豪雨により、紀伊半島大水害が発生

●九州北部豪雨災害（平成29年7月）

平成29年6月30日以降、発達した梅雨前線と台風3号により福岡県、大分県等で記録的な豪雨となり、林地崩壊など甚大な被害が発生

●台風21号豪雨災害（平成29年10月）

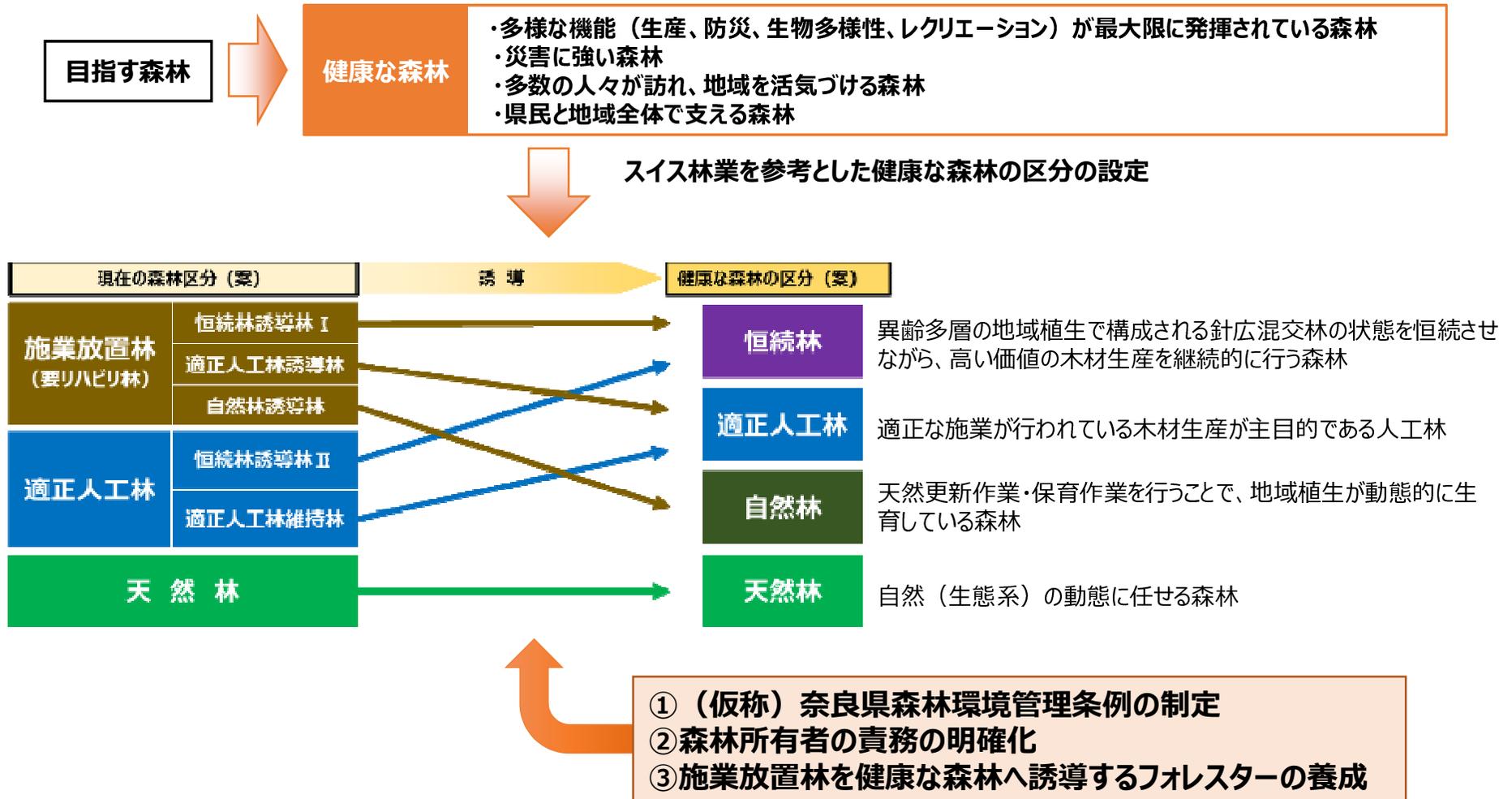
平成29年10月22日から23日に奈良県に接近した台風21号の豪雨により、林地崩壊や住宅地の斜面崩壊などの被害が発生



紀伊半島大水害

■新たな森林環境管理制度の検討

- 森林環境管理条例（仮称）により、森林所有者の行為規範として施業放置林の解消に向けた取組等の規定を検討。
- 木材栽培業のみからの脱却
森林の有する「生産・防災・生物多様性・レクリエーション」の4つの機能を一元管理する制度について、スイスを参考として検討。



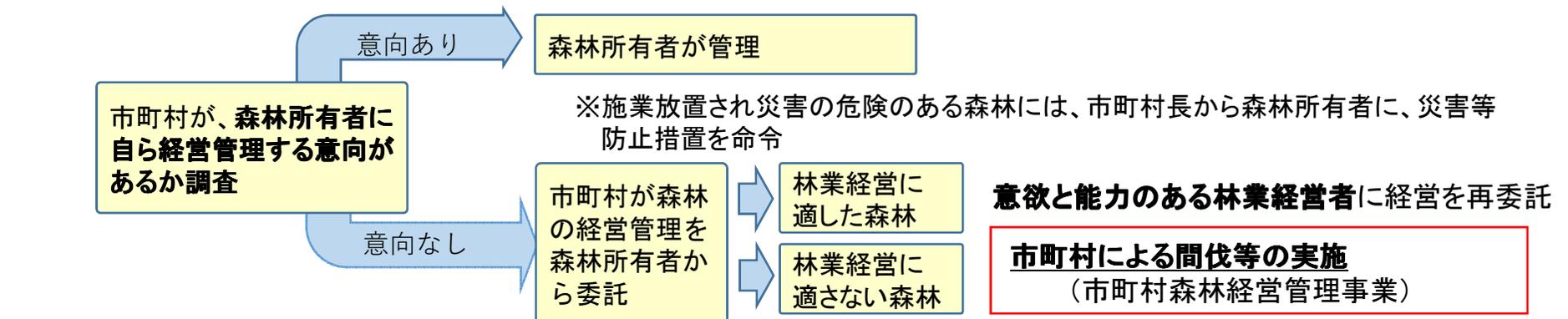
■森林経営管理法及び森林環境譲与税（仮称）の活用

森林経営管理法を活用した施業放置林の解消、森林環境譲与税（仮称）を活用した効果的な施業の推進。

森林経営管理法 (H31.4.1施行)

市町村を介して林業経営意欲の低い森林所有者と林業経営者をつなぐとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら管理を行うことで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図る。

市町村による森林経営管理の仕組み(=施業放置林を解消する仕組み)

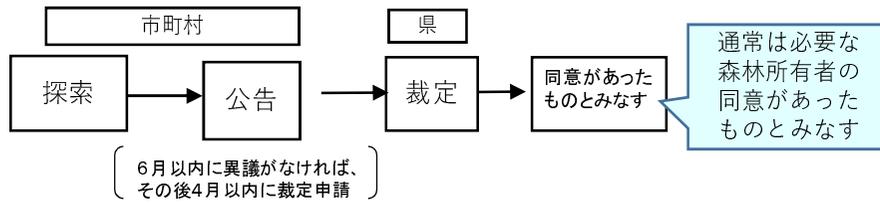


所有者不明森林のみなし同意

森林所有者の全部又は一部が不明なものについて、一定の手続きにより市町村に経営管理権を設定可能。

所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有/共同所有)



都道府県による森林経営管理事務の代替執行

都道府県は、その区域内の市町村における事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行することについて、当該市町村に協議し、その同意を求めることができる。

《対象事務》

- ア、経営管理意向調査
- イ、経営管理権集積計画の作成
- ウ、市町村森林経営管理事業
- エ、経営管理実施権配分計画の作成に関する事務

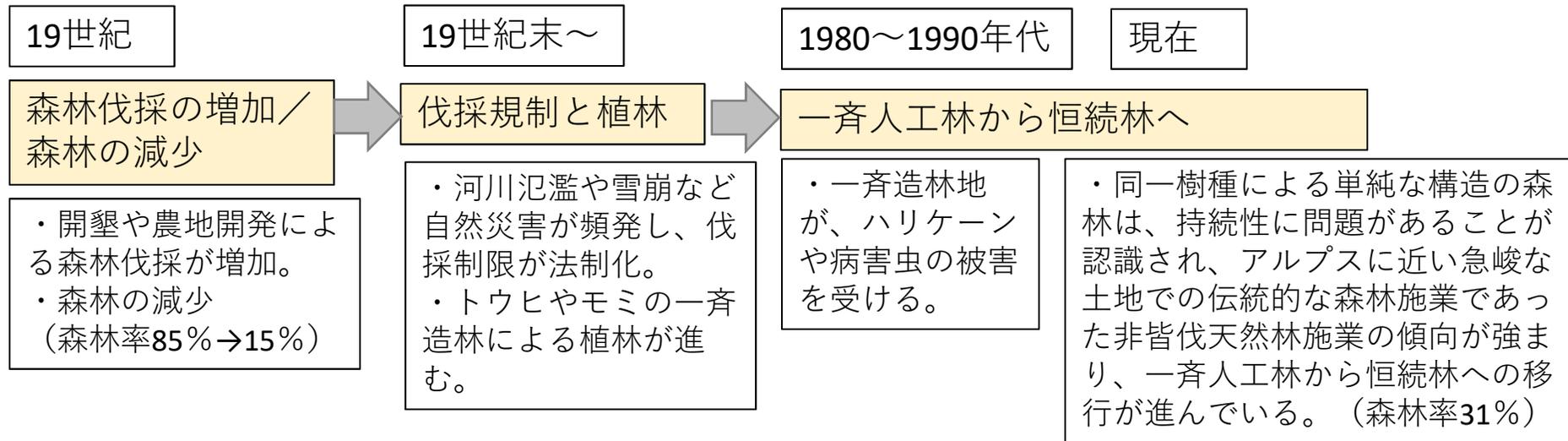
森林環境譲与税（仮称）

(H31年度から譲与予定)

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関することが使途とされ、森林経営管理法における市町村の間伐等にも充当可能。

■ スイスの事例

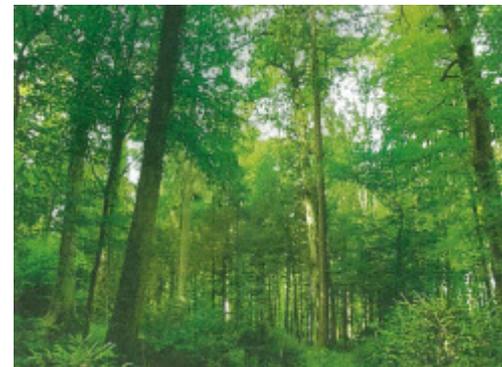
一斉人工林から**恒続林**（異齢多層の地域植生で構成される針広混交林の状態を恒続させながら、より高い価値の木材を生産する森林）への移行が進められ、**環境保全と林業を両立**させている。



自然災害や材価変動のリスクが高い



1930年頃（単純な構造の森林）



現在（恒続林：異齢多層の地域植生で構成される針広混交林の状態を恒続させながら、より高い価値の木材を生産する森林）

環境保全と林業の両立が期待できる

■県産材の販路拡大、需要拡大

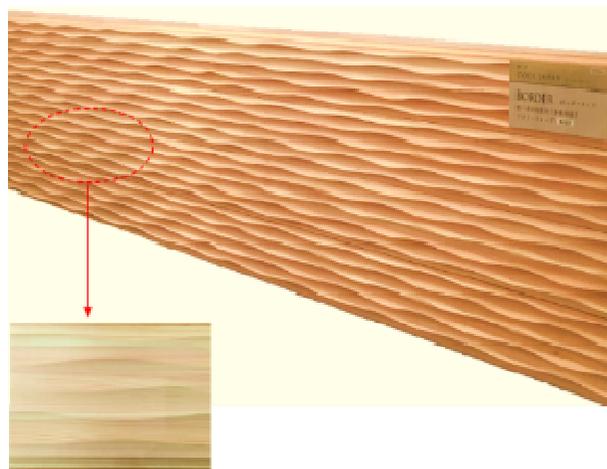
○奈良の木の国内外への販路拡大
奈良の木の国内（首都圏）及び海外（インドネシア、ベトナム、韓国、タイ等）への売り込み

○新たな需要拡大
奈良の木を使用した内装材（床材、壁材等）の開発及び奈良の木を使用した商品（楽器、食器、花器、仏像等）の開発と職人の育成

○木質バイオマス利用施設への整備支援



県産優良スギ材を用いたバイオリン（2挺目）



県産ヒノキを活用した装飾壁



県内の木質バイオマス発電所（大淀町）